

宇陀市立榛原こども園
給食調理業務委託プロポーザル実施要領

令和7年10月

宇陀市 健康福祉部 こども未来課

1. 目的

この要領は、宇陀市立榛原こども園において実施している給食調理業務を、乳幼児に良質な給食を提供するため、複数の業者から最新の知識と技術、豊富な経験に基づく企画提案を受け、市の選考基準により審査したうえで委託業者を選考することを目的とする。

2. 委託業務名

宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託

3. 履行施設

施設名	定員	所在地
榛原こども園	180	宇陀市榛原下井足105-1（予定）

4. 委託の内容

「宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託仕様書」のとおり

5. 選考方式

公募によるプロポーザル方式

6. 履行期間

契約日から令和10年3月31日

但し、令和8年3月は、業務実施の引継ぎ期間とし、給食開始日は令和8年4月1日からとする。

7. 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (2) 宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成26年9月30日告示第84号）に基づく入札参加資格停止措置を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第145号）又は民事再生法（平成11年法立第255号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること及びその開始決定されていない者であること。
- (4) 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好なこと。

- (5) 宇陀市物品購入等競争入札(見積り)参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 保育所・こども園の給食施設での給食調理業務の受託実績があること。
- (7) 保育所・こども園給食に深い理解を有し、こども園給食調理の目標達成に協力的であること。また、アレルギー対応給食の提供について理解していること。
- (8) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (9) 契約時に、市が認める保育所・こども園給食調理業務の実績がある保証人を確保できること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

8. 委託金額の上限（2ヶ年度合計）

¥43,608,000円（消費税及び地方消費税を含まない額）

各年度の委託金額の上限 令和8年度 ¥21,804,000円

令和9年度 ¥21,804,000円

9. プロポーザルの審査

プロポーザルの審査は、宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が行うものとする。

10. 書類の審査及び提案の選考

この実施要領における審査は、第1次審査及び第2次審査で行うものとします。第1次審査の結果により上位3事業者を選考し、その上位3事業者を第2次審査によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

第1次審査・第2次審査の総合評価により優先交渉権者を決定します。その後、優先交渉権者の優先順位に従い、宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約締結予定者を決定する。

(1) 第1次審査

提出された提案書を、「(3) 評価基準」に基づき選考委員会が評価・採点し、上位3事業者を選考する。

(2) 第2次審査

第1次審査で選考された事業者を対象に選考委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、(3) 評価基準の「⑤総合評価」として評価・採点し、第1次審査の採点結果に加算し、各々の合計点を200点満点（選考

委員１人）として採点することにより審査する。

（３）評価基準

第１次審査及び第２次審査における評価項目と配点は次のとおり。

区分	評価項目	配点
①経営基盤等	ア 事業者概要	４０点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する考え方	ア こども園給食に対する基本的な考え方	３０点
	イ 円滑な調理業務遂行能力	
	ウ 配置計画について	
③運営体制	ア 雇用計画、資格・経験	３０点
	イ 研修計画	
	ウ 労働安全衛生管理体制	
④経費節減努力	ア 見積金額	５０点
⑤総合評価	ア プレゼンテーション及びヒアリング	５０点
合 計		２００点

＊選考委員１名あたりの配点

１１．選考スケジュール

選考手順	選考日程等
実施要領の公表	令和７年１０月６日
実施要領等に関する質問の受付	令和７年１０月１５日まで
実施要領等に関する質問の回答	令和７年１０月１７日公表
参加意思表明書の提出	令和７年１０月２４日まで
提案書類等の受付	令和７年１０月２７日から １１月４日まで
第１次審査	令和７年１１月１１日
第１次審査結果通知及び２次審査通知	令和７年１１月１９日発送予定
第２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和７年１１月２６日
第２次審査に関する結果通知	令和７年１２月上旬
優先交渉権者の決定	令和７年１２月中旬
受託事業者の決定	令和７年１２月下旬

（１）実施要領の公表

①公表方法

宇陀市ホームページにおいて公表

②公表仕様

ア 実施要領・・・本書

イ 仕様書

ウ 別図 1-1・別図 1-2・別図 1-3

*上記書類が必要な場合は各自、宇陀市ホームページよりダウンロードしてください。

・宇陀市HP (URL)

<https://www.city.uda.lg.jp/soshiki/19/2039.html>

・宇陀市HP (QR コード)



(2) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領の内容に関する質問は、次のとおり受付、回答を行う。

①質問の提出方法

質問書（様式第 1 号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出。

②受付期間

令和 7 年 1 0 月 6 日（月）から同月 1 5 日（水）午後 5 時まで

③回答期日

令和 7 年 1 0 月 1 7 日（金）宇陀市HPにて回答を公表。

④送信先電子メールアドレス

kodomo@city.uda.lg.jp

(3) 参加意思表明書の提出

①提出日時

令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）から同月 2 4 日（金）午後 5 時まで

②提出書類

参加意思表明書（様式第 2 号）

③提出先

宇陀市榛原下井足 1 7 番地の 3

宇陀市健康福祉部こども未来課

④提出方法

持参又は郵送

*注 1：持参の場合は、土、日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

*注 2：郵送の場合は、提出日時までに宇陀市健康福祉部こども未来課に到着したものとする。

(4) 提案書類等の受付

①受付期間

令和7年10月27日(月)から11月4日(火)の午前9時から午後5時まで

②受付場所

宇陀市健康福祉部こども未来課(直接持参)

③提出書類

ア 審査に係る提案書類提出書(様式第3号)

イ 提案書 正1部、副(コピー可) 11部

(1)様式第4号～様式第8号

(2)書式:A4判用紙、横書き左綴じ、ページ番号記載

ウ 見積書 様式第9号

(1)仕様書に基づき作成。

(2)見積額の内訳は、年度ごとに記載。

(3)見積書に、年度及び対象施設ごとの詳細な積算内訳書(人件費、諸経費、管理費等)を添付。

(4)見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

エ 会社案内等のパンフレット 11部

(5) 第1次審査

提出された提案書を、「(3)評価基準」に基づき選考委員会が評価・採点し、上位3事業者を選考する。

①実施日時

令和7年11月11日(火)

②実施場所

宇陀市役所内 4階大会議室

(6) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第1次審査で選考された事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

①実施日時

令和7年11月26日(水)別途通知する。

②実施場所

宇陀市役所内 3階312会議室

③実施時間

30分程度(プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答15分)

*準備及び撤収は、審査前後約10分間の休憩時間で行うこと。

④出席者

4名以内

- ⑤説明にパワーポイント等を使用する場合は、各自で準備
(プロジェクター及びスクリーンは市で準備)
- ⑥プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番
第1次審査における書類の受付順とする。

1 2. 契約の締結

(1) 優先交渉権者の決定等

第1次審査・第2次審査の総合評価により優先交渉権者を決定する。その後、優先交渉権者の優先順位に従い、宇陀市立榛原こども園給食調理業務委託仕様書及び提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約締結予定者を決定する。

(2) 選考結果通知

令和7年12月上旬頃通知。

選考結果については、市ホームページで公表。

1 3. 留意事項

(1) 次に掲げる場合は、提案書の記載内容に問わず失格とする。

- ①提案書を受付期限までに提出しなかった場合
- ②市が示した委託料の上限を超過した場合
- ③提案の記載内容に虚偽がある場合
- ④提案書の提出から契約締結までの間に、「7. 応募要件」に満たなくなった場合

(2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本市が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなす。

(3) このプロポーザルに参加する費用の負担は、参加者の負担とする。

(4) 提出された書類については、その内容の変更又は差替えはできない。

(5) 提出された提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが市が業務上必要とする場合は、複製を作成する場合ある。

(6) 提出された提案書は、本市の保有公文書となり情報公開の請求があれば、市情報公開条例の規定に基づき処理を行う。

(7) 提案書を提出した後、自己都合により、この応募の参加を辞退したい場合は、その旨を書面（任意様式）で提出。

市は、辞退者に対して、その後の不利益な取扱はしない。

1 4. 問合せ先

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市役所 健康福祉部 こども未来課（担当：福本・大上）

電話：0745-82-2236 FAX：0745-82-3900

Email：kodomo@city.uda.lg.jp